

基本的な考え方

当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレートガバナンスを充実させ、当社とステークホルダーとの間に長期的に安定した良好な関係を維持することを基本方針としています。

この方針のもと、取締役会の意思決定の迅速化および監督強化、ならびに業務執行体制の強化につながるしくみを構築します。

コーポレートガバナンス体制の特徴

(監査等委員会設置会社)

当社は、取締役会における社外取締役の比率を高め、経営監督機能を強化することを目的として、監査等委員会設置会社制度を採用しています。

また、取締役会の経営に関する意思決定の迅速化と業務執行体制の強化を図るため、執行役員制度を導入しています。

(社外取締役)

当社は、コーポレートガバナンス強化のため、社外取締役に求められる役割・責任は大きいと考えています。そこで、「コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取組み」において、社外取締役が果たすべき役割・責務を以下のとおり定め、取締役会の監督機能が最大限発揮できるよう配慮しています。

(1) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、適切な助言を行うこと

(2) 経営陣の選解任そのほかの取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと

(3) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること

(4) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること

社外取締役が上記の役割・責務を果たすためには、社外取締役の独立性が重要であることから、社外取締役候補者は、当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」に則り、一般株主と利益相反を生じるおそれがなく、当社からの独立性を有すると判断される方を選定しています。また、独立性に加えて、取締役会における率直かつ活発で建設的な検討への貢献が期待できる方を選定しています。

なお、「コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取組み」および「社外取締役の独立性判断基準」につきましては、当社ウェブサイトの「コーポレートガバナンス」(<https://www.nishimatsu.co.jp/company/business.html>)をご覧ください。

取締役会全体の実効性についての分析・評価

当社の持続的成長と企業価値向上のために取締役会が適切な役割を果たしているかどうかを確認するため、取締役会の実効性についての分析・評価を毎年1回実施し、取締役会の機能強化および改善に努めています。取締役会の実効性についての分析・評価結果の概

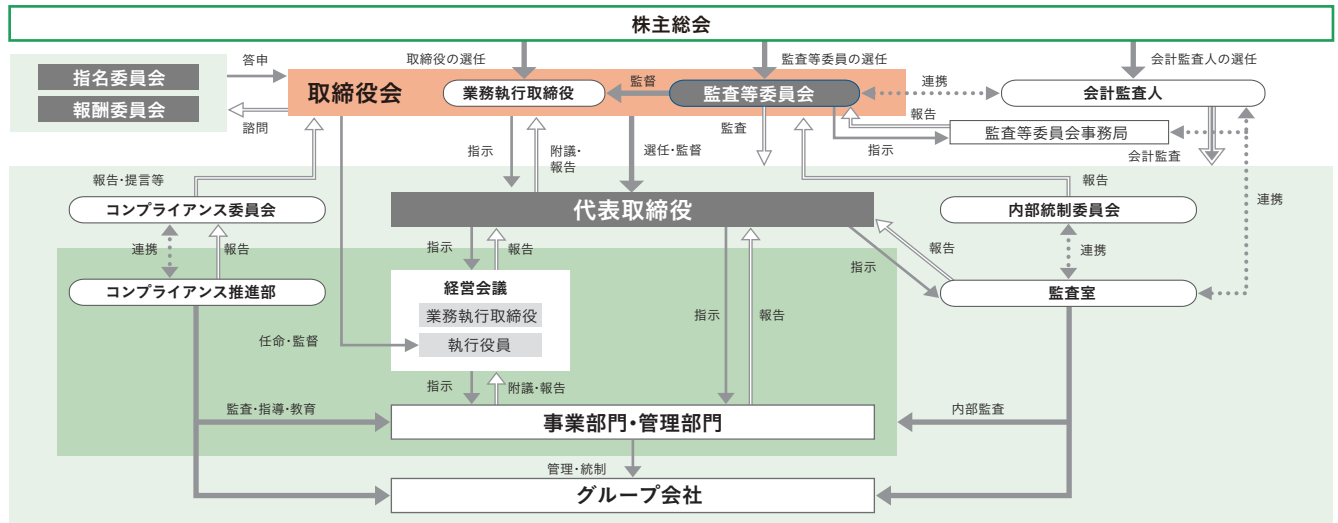
要につきましては、「コーポレートガバナンス報告書」に記載しています。

なお、「コーポレートガバナンス報告書」につきましては、当社ウェブサイトの「コーポレートガバナンス」(<https://www.nishimatsu.co.jp/company/business.html>)をご覧ください。

コーポレートガバナンス体制の変遷

取締役会の構成等	定款に定める取締役の員数 37名以内	2006(H18).6～ 定款に定める取締役 の員数を10名以内に 改定	2016(H28).6～ 定款に定める取締役(監査等委員 を除く)の員数を8名以内に改定 取締役(監査等委員) の員数を6名以内に改定
		2006(H18).6～ 執行役員制度	
社外取締役			2009(H21).6～ 社外取締役2名
			2016(H28).6～ 社外取締役(監査等委員)3名
社外監査役	1995(H7).6～ 社外監査役2名		
任意の会議体	経営会議		
任意の諮問機関			2009(H21).6～ 指名委員会
			2009(H21).6～ 報酬委員会
		2006(H18).6 執行役員制度の導入	2009(H21).6 社外取締役の選任
			2016(H28).6 監査等委員会設置会社へ移行

コーポレートガバナンス体制図



- 取締役会** 経営の基本方針、法令・定款および取締役会規則に定める事項を決議するほか、取締役および執行役員の業務執行を監督する。
- 監査等委員会** 法令・定款に基づき、取締役会から独立した立場で取締役会の職務執行を監査・監督する。
- 指名委員会・報酬委員会** 「指名・報酬決定のしくみ」に記載のとおり。
- 経営会議** 業務執行に関する事項および取締役会に上程する事項を審議する。
- 内部統制委員会** 内部統制に関する事項について審議し、内部統制を維持・推進するとともに、全社的なリスク管理を行う。
- コンプライアンス委員会** コンプライアンス上の諸問題について対応する。

指名・報酬決定のしくみ

(指名委員会)

適切な経営体制の構築に資することを目的として、業務執行取締役および執行役員の指名に関して、指名委員会を設置しています。

指名委員会は、取締役会からの諮問を受けて、取締役の選解任、代表取締役の選定、社長の選任ならびに執行役員の選解任および昇降格に関する答申を行います。取締役会は、指名委員会の答申を受けて、これらを決定します。

(報酬委員会)

報酬決定に係る客観性および透明性を確保することを目的として、業務執行取締役および執行役員の報酬決定に関して、報酬委員会を設置しています。

報酬委員会は、取締役会からの諮問を受けて、取締役の個人別報酬、執行役員の個人別報酬に関する答申を行います。取締役会は、報酬委員会の答申を受けて、これらを決定します。

取締役会、監査等委員会および監査役会への社外役員の出席率(2016年度実績)

区分	開催数	社外役員の平均出席率
取締役会	22回	100%
監査等委員会	11回	100%
監査役会	5回	90%

(注) 2016年6月に監査等委員会設置会社へ移行したため、監査等委員会への出席率と監査役会への出席率を併記しています。

指名委員会の構成

委員長	社外取締役(監査等委員)	三野 耕司
委員	取締役(監査等委員)	水口 宇市
委員	社外取締役(監査等委員)	菊池 きよみ
委員	社外取締役(監査等委員)	池田 純
委員	業務執行取締役	前田 亮

報酬委員会の構成

委員長	社外取締役(監査等委員)	菊池 きよみ
委員	取締役(監査等委員)	水口 宇市
委員	社外取締役(監査等委員)	三野 耕司
委員	社外取締役(監査等委員)	池田 純
委員	業務執行取締役	河埜 祐一

役員報酬(2016年度実績)

区分	支給人員	報酬等の額
取締役(監査等委員を除く)	10名	234百万円
取締役(監査等委員)	4名	31百万円
監査役	4名	12百万円

(注) 1. 上記には、2016年6月に退任した監査役4名を含んでいます。
2. 監査役への支給額は監査等委員会設置会社移行前の期間に対するもの、取締役(監査等委員)への支給額は当該移行後の期間に対するものです。